

# 沖縄県救護施設物価高騰対策支援事業

救護施設が、**エネルギー・食料品等価格の物価高騰による影響を受けていることから、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金／重点支援地方交付金を活用し、対象経費の物価高騰分に対して支援を行います。**

## 事業概要

- 対象事業所**：施設運営に係る対象経費が高騰している救護施設（当該事業の交付要綱をご確認ください。）
- 支援対象経費**：エネルギー・食料品等価格の高騰分  
(支援対象経費の令和5年度と令和7年度を比較して増加した高騰分：消費税除く)
- 助成上限額**：当該事業の交付要綱をご確認ください。

## 申請方法等

### 1. 交付申請書の作成及び提出

- 当該事業の交付要綱から対象経費や基準額について確認し、申請額を算定します。  
※市町村、県、国などから同様の補助を受けた（受ける）場合は、その補助分を除くこと。  
※領収書などの証拠となる書類は施設等において保管してください。  
(申請後、事業完了の翌年度から5年間の保管が必要です。)
- 沖縄県保護・援護課のホームページに掲載されている所定の様式により申請書を作成してください。
- 申請時に必要な書類は、「補助金精算交付申請書」エクセルファイルで作成した申請書と別表1及び別表2並びに振込先口座がわかる通帳の写し（表紙、表紙の裏面）となります。
- 申請書は、以下宛先へ**郵送**でご提出ください。  
宛先：〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 3階  
沖縄県保護・援護課 保護・自立支援班
- 申請期間：令和8年1月●日（●）～令和8年2月20日（金）まで必着厳守（当日消印有効）**

### 2. 補助金の交付

- 申請内容を審査、確認後、交付決定通知書を送付し、申請書に記載の口座へ補助金を交付します。
- 必要に応じて請求書等支出の分かる根拠書類を求められた場合には速やかに提出してください。
- 補助金の交付後、その後の対象経費の実績を確認する調査を行う場合がありますので、ご協力ください。

## 申請書等の入手方法

- 申請書のファイルは沖縄県保護・援護課のホームページにおいて、ダウンロードできます。

### お問合せ先

沖縄県保護・援護課 保護・自立支援班  
TEL：098-866-2428 (平日9時半～12時、13時～17時)